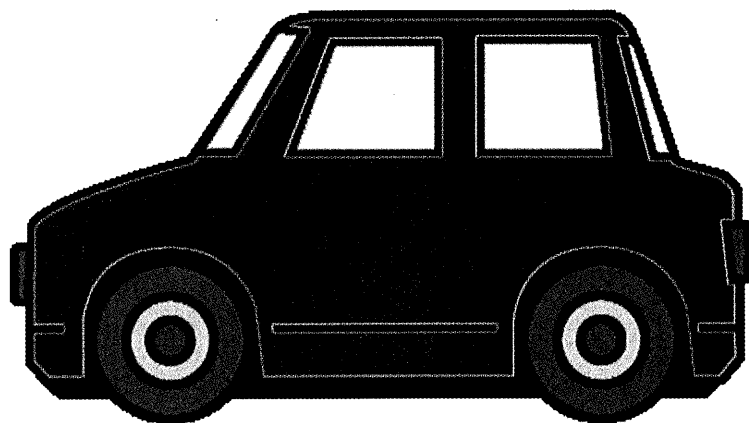


身体障害者等の方に対する 自動車税・自動車取得税の 減免について

滋賀県では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方の移動のために使用される自動車について、一定要件のもとで、自動車税・自動車取得税の減免を実施しています。



減免が受けられる方の範囲は？

障害の区分		障害の程度		
		・身体障害者等本人が運転	・生計を一にする方が運転 ・身体障害者等を常時介護する方が運転（2ページ※2, 3参照）	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	1級～4級	
	聴覚障害	2級、3級	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出者のみ）		
	上肢不自由	1級、2級	1級、2級	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	1級、2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害	1級、3級	1級、3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級		
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	音声機能障害	特別項症～第2項症（喉頭摘出者のみ）		
	上肢不自由	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	下肢不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症	
	体幹不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症	
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸・肝臓機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
療育手帳（知的障害者）	Aの方。			
精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）	1級の方。			

注1 減免制度を利用いただける「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受け、表の等級以上にあてはまる方をいいます。

2 二つ以上の重複する障害がある場合、表にあてはまらない等級が記載されている場合がありますので、事前にお問い合わせください。

例 視覚障害 5級
聴覚障害 4級

手帳表紙記載の等級 4級 ⇒

聴覚4級は対象外ですが、視覚4級は対象となるため減免を受けることができます。

3 手帳を交付申請中の方は減免を受けることができませんので、手帳の交付を受けた後に申請してください。

4 自動車取得税については、減免申請が自動車の登録後となった場合は、減免することができませんので、ご注意ください。

減免が受けられる自動車の名義および使用状況に関する要件は？

運 転 者	減免が受けられる自動車
身体障害者等本人	障害者ご本人名義の自動車※ ₁ で、もっぱら当該障害者の方が運転する自動車
生計を一にする方 ※ ₂ または 常時介護する方 ※ ₃	障害者ご本人名義の自動車※ ₁ で、もっぱら当該障害者の方の通学、通院、通所、生業のために使用される自動車 (ただし、18歳未満の身体障害者※ ₄ 、精神障害者または知的障害者の方の場合、生計同一者名義の自動車であっても可)

※1 「障害者ご本人名義の自動車」とは、自動車検査証の所有者欄に障害者の方本人の氏名が記載されている自動車です。ただし、割賦販売契約による所有権留保付自動車の場合は、自動車検査証の使用者欄に障害者ご本人の氏名が記載されている自動車です。

※2 「生計を一にする方」とは、身体障害者等と一般的に生活をともにしている親族をいいます。また、生計を一にする方が運転する場合、「もっぱら身体障害者等の通学、通院、通所、生業のために使用する」とは、継続して月1回以上当該身体障害者等の移動のために使用することをいいます。

※3 「常時介護する方」とは、障害の程度が1ページ目の表の「常時介護する方が運転」欄に該当される身体障害者等の方のみで構成される世帯の身体障害者等の移動のために日常的に継続して運転する方をいいます。

また、常時介護する方が運転する場合、「もっぱら身体障害者等の通学、通院、通所、生業のために使用する」とは、継続して同一運転者が週3回以上当該身体障害者等の移動のために使用することをいいます。

※4 18歳未満の身体障害者の方については、満18歳になった時点で、身体障害者本人に移転登録（名義変更）していただく必要があります。なお、移転登録（名義変更）にともない、新たに身体障害者本人から減免申請をしていただく必要がありますが、申請時期については移転登録（名義変更）される前にお問い合わせください。

【注意】

- 減免を受けられる自動車（軽自動車等を含む）は、一人の身体障害者等について一台に限ります。既に減免を受けている方が、新たな自動車で減免を受けようとする場合は、既に減免を受けている自動車を抹消登録または移転登録（名義変更）する必要があります。（「一人一台の原則」）
- 他の都道府県ナンバー、自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車、法人名義およびリースの自動車は減免が受けられません。
- 翌年度の減免を受ける予定の自動車の所有者が上記の※1の要件を満たしていない場合は、必ず、当該年度内に移転登録（名義変更）をすませてください。
移転登録（名義変更）の際に自動車取得税がかかる場合は、登録の前に減免申請していただければ自動車取得税の減免を受けることができます。

減免が受けられる税額は？

自動車税…年税額 45,000円まで免除（重課対象車両の場合…年税額 51,700円まで免除）

※ 年税額が45,000円を超える自動車については、上限額との差額分の納付が必要です（月割りで減免を受ける場合は、45,000円の月割り額が上限額となります。）。

※ 年税額が45,000円以下の自動車に係る自動車税については、全額免除となります。

自動車取得税…課税標準額 300万円まで免除

※ 自動車の取得価額が300万円を超える場合には、上限額との差額に税率をかけて算定した額の納付が必要です。

減免申請の手続きは？

1 申請書の提出先等について

区 分	申請書の提出期限	減免額	申請書の提出先	
自動車 新規取得 する場合 〔乗り換え を含む〕	①新規登録で、自動車 税や自動車取得税が かかるとき 〔登録の日に減免要件に 該当している方〕	自動車税 〔申請書が提出された月 の翌月から月割をもって 計算した額または上限 額の月割額まで〕 自動車取得税 (全額または上限額まで)	自動車税事務所	
	②移転登録(名義変更) する場合で自動車取 得税がかかるとき 〔登録の日に減免要件に 該当している方〕	自動車取得税 (全額または上限額まで)		
	③①、②の登録で自動車 税と自動車取得税がと もにかからないとき	翌年度の4月1日から 納期限内 ※仮申請できます	翌年度の自動車税 (年額または上限額まで)	
減免を受 けられる 自動車を 所有して いる場合	当該年度の納期限内	自動車税 (年額または上限額まで)	自動車税事務所 および 各県税事務所	
	④4月1日(午前0時)前 に減免要件に該当し ているとき	当該年度の納期限後 から当該年度の2月 末日まで ※3月は仮申請ができま す		自動車税 〔申請書が提出された月 の翌月から月割をもって 計算した額または上限 額の月割額まで〕
	⑤4月1日(午前0時)後 に減免要件に該当す ることとなったとき	減免要件に該当した 年度の2月末日まで ※3月は仮申請ができま す		

2 上限を超える額がある自動車については、差額分の納付が必要です。

- 自動車税の減免申請は毎年度必要ですが、すでに減免を受けている自動車を引き続き同じ目的で使用される場合は、4月に送付する「現況報告書」(往復はがき)の報告により減免を申請することができます。
- 既に減免を受けている自動車を乗り換えられる場合には、新たな車の減免申請時に、既に減免を受けられていた車の抹消登録または移転登録(名義変更)が済んでいる証明(車検証等)が必要です。この場合、既に減免を受けられていた車を移転登録(名義変更)されるときは、新たな車の減免申請の翌月分から既に減免を受けられていた車について自動車税の納税が必要となります。(「課税復活」といいます。)
- 自動車取得税がかかるかどうかは、事前に自動車税事務所へお問い合わせください。
- OSS(ワンストップサービス)の電子申請と障害者減免の申請を同時に行うことはできません。減免申請をされる場合は、「自動車税・自動車取得税申告書(紙申告)」により税申告を行ってください。

※仮申請とは…当該年度に自動車税、自動車取得税の納税義務がない自動車でも、その翌年度の賦課期日(4月1日現在)に減免要件を満たす見込みのある場合は、当該年度に翌年度の自動車税について事前に申請書を提出いただき、4月に送付する「現況報告書」(往復はがき)の報告を減免申請とみなす制度です。

上表区分欄③④⑤の申請書の提出については、仮申請ができますのでご相談ください。なお、移転登録(名義変更)の場合、自動車税は毎年4月1日現在の所有者(所有権留保付自動車の場合は使用者)に当該年度分が課税されますので、その年度分の自動車税は前所有者が納税義務者であるため、減免が受けられる自動車税は翌年度分からとなります。

申請に必要な書類は？

身体障害者の方	知的障害者の方	精神障害者の方	戦傷病者の方
(1) 身体障害者手帳 (原本)	(1) 療育手帳 (原本)	(1) 精神障害者保健 福祉手帳 (原本)	(1) 戦傷病者手帳 (原本)
(2) 減免申請書 (自動車税事務所または各県税事務所にあります。滋賀県の HP からダウンロードすることもできます。) (3) 運転される方の運転免許証 (表裏の写し) (4) 自動車検査証 (写し) (5) 印鑑 (認印) (6) 既減免車の処理に関する書類 (詳しくは3ページの4を参照してください。) 抹消登録される場合 抹消登録後の登録証明の写し 移転登録される場合 移転登録後の車検証の写しおよび課税復活分の領収書の写し (名義変更)			
◆生計を一にする方 (家族等) が運転される場合は上記(1)～(6)の他に次の(7)(8)の書類が必要 が必要です。(ただし、自動車取得税についてのみ減免を受ける場合は、(8)の書類は不要です。)			
(7) 生計同一証明書 (発行される場所は下表のとおりです。) (8) 自動車をもつばら身体障害者等のために継続して月1回以上使用することを証明する書類 (通学、 通院、通所、通勤)			
◆常時介護する方が運転される場合は、上記(1)～(6)の他に次の(9)の書類が必要です。			
(9) 常時介護証明書 (発行される場所は次の表のとおりです。)			

- 注1 通院とは、病院および診療所への通院をいい、接骨院、歯医者、リハビリ施設、鍼灸院等は該当しません。
 2 通所とは、障害者就労支援施設等への通所をいい、老人デイサービス等の老人介護施設等は該当しません。
 3 上記(7)～(9)の証明書については、証明日から3か月を有効期限として取り扱います。
 4 減免要件を確認するため、その他必要な書類の提出を求める場合があります。

生計同一証明書 常時介護証明書 > 発行機関は？

対 象 者	発 行 機 関
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	各市町福祉担当課 (市福祉事務所)
戦傷病者手帳をお持ちの方	県庁健康福祉政策課

※生計同一証明書または常時介護証明書の発行に際しては、地区担当民生委員の証明が必要な場合がありますので、お住まいの各市町福祉担当課に事前におたずねください。

減免承認を受けられた方へのお願い

次の例などのように、年度の途中で減免要件に該当しなくなったときは、翌年度以降は減免を受けることはできません。また、4月に送付します「現況報告書」(往復はがき)に所定の事項を記入の上、期限内に必ず提出してください。なお、期限内に提出のない場合は納税が必要となりますのでご注意ください。

転居された場合、「現況報告書」(往復はがき)が届かなくなりますので、必ず運輸支局で車検証の住所変更手続きを行ってください。

- (1) 自動車を使用しなくなったとき(身体障害者等本人が運転免許証返納により運転しなくなった場合を含む)。
 - (2) 身体障害者等の方が亡くなったとき。
 - (3) 身体障害者等の方と申請者もしくは運転者の生計が別になったとき。
 - (4) 身体障害者等の方の通学、通院、通所、生業のための使用回数が減免要件を満たさなくなったとき。
 - (5) 減免を受けている自動車の車検の有効期間が経過しているとき。
 - (6) 減免を受けている自動車を譲渡・廃車したとき。(必ず移転登録等の手続きを3月末日までに行ってください。)
- ※上記以外でも減免が受けられない場合がありますので、お問い合わせください。

申請書の提出・ご相談は？

◎減免を受けようとする方は、必要な書類をそろえてお近くの下記の事務所で申請手続きをしてください。

なお、減免制度についてのご質問、ご相談は電話でも受け付けていますので、下記的事务所にお問い合わせください。

◎自動車取得税の減免手続きは、自動車税事務所で取り扱っておりますのでご注意ください。

◎軽自動車税の減免申請については、お住まいの市町税務課にお問い合わせください。

◎抹消登録、移転登録等の手続きについては、運輸支局(TEL:050-5540-2064)にお問い合わせください。

(注意!)平成31年(2019年)10月に自動車関係の税制改正があります

平成31年(2019年)10月1日、自動車取得税は「自動車税環境性能割」へ、自動車税は「自動車税種別割」へ移行することとされています(平成30年11月現在)。この移行がありましたら、このパンフレットの記述についても、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」、「自動車税」を「自動車税種別割」とお読みになってご利用ください。

管轄事務所名	区域	郵便番号	所在地	電話番号 ファックス番号
自動車税事務所	県内全域	524-0104	守山市木浜町2298-2	TEL 077 (585) 7288 FAX 077 (585) 7299
西部県税事務所	大津市	520-0807	大津市松本一丁目2-1	TEL 077 (522) 4331 FAX 077 (526) 0085
西部県税事務所 高島納税課	高島市	520-1592	高島市新旭町北畑565 (高島市役所内)	TEL 0740 (25) 8012 FAX 0740 (25) 2860
南部県税事務所	草津市、守山市 栗東市、野洲市	525-8525	草津市草津三丁目14-75	TEL 077 (567) 5406 FAX 077 (566) 0439
中部県税事務所	近江八幡市、東 近江市、蒲生郡	527-8511	東近江市八日市緑町7-23	TEL 0748 (22) 7707 FAX 0748 (25) 2660
中部県税事務所 甲賀納税課	甲賀市、湖南市	528-8511	甲賀市水口町水口6200	TEL 0748 (63) 6106 FAX 0748 (63) 0439
東北部県税事務所	長浜市、米原市	526-0033	長浜市平方町1152-2	TEL 0749 (65) 6606 FAX 0749 (65) 5776
東北部県税事務所 湖東納税課	彦根市、愛知郡 犬上郡	522-0071	彦根市元町4-1	TEL 0749 (27) 2206 FAX 0749 (26) 3391

身体障害者等の方に対する自動車税・自動車取得税の減免について

発行 滋賀県総務部税政課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL:077(528)3215

FAX:077(528)4819

平成30年(2018年)12月作成